

指定市町村の指定基準等について

平成27年11月10日

農地転用許可権限に係る指定市町村の指定基準等に関する検討会

指定市町村の指定基準について

農林水産大臣が指定する市町村の指定基準について

1 指定基準については、以下の3点を基本とする。

- ① 優良農地を確保する目標を定めること
- ② 農地転用許可等を基準に従って適正に運用すると認められること
- ③ 農地転用許可制度等に係る事務処理体制が整っていると認められること

2 指定基準の具体化に当たって基本となる考え方

- 生産性の高い優良農地の確保の観点と地方分権の推進の観点の双方の観点から見て適正なものとなるようにすること。
- 優良農地の確保の目標を適切に定めるなどの農地を確保する意欲を有するとともに、法令の基準に従った制度の適切な運用を行い、そのための体制を備えた市町村は指定できるようにすること。
- 担い手への農地の利用集積等の農業施策への取組による農地の確保・保全、農地の確保にも配慮した都市計画等の土地利用計画に基づく計画的な土地利用に向けた取組を十分考慮すること。
- 国は、市町村等の事務が適正に行われるよう、できる限りサポートするとともに、法令の基準に違反した事務の処理が行われた場合には、是正のための措置を講ずるよう積極的に対応すること。
- 国と地方がそれぞれの役割の下にこれまで以上に一体となって農地の確保と農業・農村の振興に向けて取り組むこととすること。

指定市町村の指定基準

I 優良農地を確保する目標を定めること

基準	考え方
○ 以下の要件を満たす確保すべき農用地等の面積の目標が定められていること 1 農振法に基づく国が策定する「確保すべき農用地等の面積の目標等の基本的な方向」、「都道府県面積目標の設定基準」及び都道府県が策定する「農業振興地域整備基本方針」に沿って、最近のすう勢及び農地の確保に関する施策の効果を適切に勘案していること。 2 都市計画マスタープラン等の計画に沿って地方公共団体が策定した土地利用計画に基づく開発予定等がある場合は、その事情が適切に考慮されていること。	1 国が策定する「確保すべき農用地等の面積の目標等の基本的な方向」等に沿って、最近のすう勢（農用地区域からの除外及び荒廃農地の発生）及び農地の確保に関する施策の効果（農用地区域への編入や荒廃農地の発生抑制・再生等）を勘案し、一定の水準以上の当該市町村における確保すべき農用地等の面積の目標が定められていることを基本とする。 2 市町村の面積目標において、最近のすう勢や農地の確保に関する施策の効果、市町村の独自の事情が適切に見込まれている場合、この基準を満たすものとする。 特に、施策の効果については、 ① 集団的に存在する農地等の農用地区域への編入の取組の効果 ② 農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化等、多面的機能支払いによる地域活動、農業生産活動に向けた取組の推進、農業生産基盤整備事業等による良好な営農条件の整備及び荒廃農地の再生利用のための対策の推進等による荒廃農地の発生抑制・再生の効果 を勘案することとし、当該市町村におけるこれらの施策の実施状況や今後の取組方針からみて適切にその効果が見込まれていることを確認することとする。 なお、当該市町村の面積目標の現況面積に対する割合が、国のそれを下回っている場合には、都道府県の面積目標の達成に支障がない内容であり、当該面積目標とすることがやむを得ないと認められるとき、目標の数値はこの基準を満たすものとする。

基準	考え方
	3 都市計画マスタープラン等の計画に沿って地方公共団体が策定した土地利用計画に基づく具体的な開発予定等、すう勢には含まれない計画的な開発プロジェクト（単なる需要見通しによる構想は含まない。）については、当該市町村の独自の事情として考慮することができることとする。 4 市町村が独自に「真に確保すべき農地」を積み上げて目標を設定する場合は、国の現況の面積に対する面積目標の割合との整合性が図られていることを基本としつつ、当該市町村の事情を考慮して判断することとする。
	【留意事項】 ・ 農業振興地域の指定及び農業振興地域整備計画の策定が行われていない市町村については、当該市町村における確保すべき農地の面積目標が上記の考え方に準じて定められていることとする。

Ⅱ 農地転用許可等を許可基準に従って適正に運用すると認められること

基準	考え方
○ 過去5年間に於ける事務又は行為からみて、次の1から5までの要件を満たすこと。 ただし、これらを満たさない市町村であっても、当該事務又は行為についての違反の是正又は改善が図られ、優良農地を確保する目標を定めるとともに、その達成に向けて農地の確保に関する施策に取り組むと認められる市町村については、本要件を満たすものとみなす。 1 地方自治法に基づく事務処理特例制度により権限移譲を受けている市町村の農地転用許可（農業委員会における許可を含む。）又は農用地区域内における開発行為の許可に係る事務の処理が農地法、同法施行令及び同法施行規則又は農振法、同法施行令及び同法施行規則に違反していないこと 2 事務処理特例制度による権限移譲を受けていない市町村における農業委員会の農地転用を許可相当とする意見書の送付に係る事務の処理について、都道府県が、当該転用を、農地法、同法施行令及び同法施行規則の要件を満たさないとして不許可としていないこと（指定された場合に地方自治法に基づき農業委員会に事務委任するものに限る。）	

基準	考え方
3 農地転用を目的とする農用地区域からの除外のための農業振興地域整備計画の変更に係る事務の処理について、都道府県が、当該除外を、農振法、同法施行令及び同法規則の要件を満たさないとして不同意としていないこと 4 農地における市町村の道路、公園等の公共施設(農地転用許可を要する学校、社会福祉施設、病院、庁舎及び宿舎を除く。)の設置に係る行為が、施設の公益性を考慮してもなお、土地の農業上の利用の確保の観点から著しく適正を欠いていると認められるものでないこと 5 以下の事務の処理が著しく適正を欠いていると認められるものでないこと ① 事務処理特例制度により権限移譲を受けている市町村(農業委員会を含む。)の違反転用者に対する是正措置に係る事務 ② 事務処理特例制度により権限移譲を受けている市町村の農用地区域内における開発行為の違反者に対する是正措置に係る事務	1 「施設の公益性を考慮してもなお、土地の農業上の利用の確保の観点から著しく適正を欠いていると認められるものでないこと」については、以下により判断する。 農地転用許可が不要となっている、市町村が行う道路、公園等の整備について、集团的農地や土地改良事業を実施した農地等の優良農地の真ん中に設置される等の事案であって、施設の公益性を考慮してもなお、土地の農業上の利用の確保の観点から明らかに不適切と認められるものがないこと。 2 「以下の事務の処理が著しく適正を欠いていると認められるものでないこと」については、以下により判断する。 農地法の許可を得ないで転用した又は許可条件に違反した転用の事案について、正当な理由なく違反を是正するための違反者への指導等を行わないなど、明らかに不適切と認められる事案がないこと。又は、これらの措置に関する国や都道府県の助言に反していないこと。(農振法の許可を得ないで開発した又は許可条件に違反した開発の事案についても同様とする。)

【留意事項】

- ・ 本基準の判断は、市町村の指定申請に係る書類、都道府県への意見聴取及び国の農地転用許可事務の実態調査の結果を基に行うこととする。
- ・ 市町村の指定に当たり、国（及び都道府県）と市町村の間で法令の解釈について見解が相違する場合においても、そのことだけをもって指定しないという運用は行わないこととする。

なお、国は、市町村と見解に相違があった事案について、事実関係、法令の趣旨・目的等を精査し、市町村と十分調整した上で、どのような判断が適当であったかにつき、双方の見解の一致を見出すよう努めることとする。

また、その事例をもとに、国と地方の協議の場、事例集の作成・充実、研修等の活用により、取扱いの明確化を図り、その後の事務において、国と市町村等の解釈に相違がないように努めるものとする。

- ・ 本基準は、過去5ヶ年間の事務及び行為の運用状況から判断することとするが、指定基準のただし書きについては、この間に、国の実態調査等において改善が必要な事案があった市町村であっても、国（又は都道府県）からの技術的助言等に基づき事務の改善が図られており、優良農地を確保する目標を適切に定めるとともに、その達成に向けて農地の確保に関する施策に積極的に取り組むと認められる市町村については、本基準を満たすものとするという趣旨である。

Ⅲ 農地転用許可制度等に係る事務処理体制が整っていると認められること

基準	考え方
○ 農地転用許可等を行う体制が次の要件を満たしていること。 1 農地転用許可等の事務に従事することとなる職員2名以上が農地転用許可制度に係る事務（農業委員会における事務を含む。）又は農業振興地域制度に係る事務に通算して2年以上従事した経験を有していること。 ただし、 ・ 2名以上については、過去5年間の農地転用許可申請の年間平均件数が20件以下である市町村は、これらの事務に通算して2年以上従事した経験を有する職員が1名以上配置される場合 ・ 2年以上従事した経験については、農地転用許可等の事務の適正な処理を図るための農林水産省、都道府県又は都道府県農業委員会ネットワーク機構が実施する研修を受けることにより、2年以上従事した経験を有する者と同等の法令に関する理解を有すると認められる場合 は、この要件を満たしているものとみなす。 2 上記の事務処理を行う体制が継続的に確保できると認められること。	1 職員の経験について ① 農地転用許可制度に係る事務処理については、事務処理特例制度による農地転用許可の事務処理を行う職員の経験、及び農業委員会事務局の職員の経験により判断する。 ② また、農業振興地域制度の事務を行う職員の経験も考慮することとする。 2 経験年数が短い担当者について 農地転用許可等に関する事務処理の経験年数が2年未満と経験年数が短い担当者については、農林水産省、都道府県又は都道府県農業委員会ネットワーク機構が実施する研修を受講することにより、2年以上従事した経験を有する者と同等の法令に関する理解を有すると認められる者を含むことができることとする。 また、職員の配置については、農地転用許可等に関する事務処理について経験を有する者を、事務をサポートする者として配置（市町村、都道府県又は国のOBなどの経験者を配置する場合を含む。）することも含むものとする。 経験年数2年以上の職員が複数配置されていることを基本とするが、 ・ 経験年数2年以上の職員1名 + 研修を受講した職員1名 ・ " + 2年以上の経験を有する職員1名（サポート） ・ 研修を受講した職員1名 + 2年以上の経験を有する職員1名（サポート） は、事務処理体制が整っているものとして判断することができることとする。 3 事務処理体制が継続的に確保できると認められることについては、申請の際に、組織図や体制図等により、市町村としての対応を確認することとする。

基準	考え方
	4 農業委員会への事務委任について 地方自治法に基づき市町村の事務を農業委員会へ委任する場合は、農業委員会の体制を考慮することとする。
	【留意事項】 ・ 国としてのサポート ア 国は、許可基準の明確化、事例集の作成、研修の充実及び国と地方の協議の場を活用した意見交換を行うとともに、日頃の相談に適時・適切に対応できる相談体制の充実を図ることにより、指定市町村における適切な運用が図られるよう努める。 イ 4haを超える農地転用許可事案については、指定市町村等の求めに応じて、国（及び都道府県）の担当者が事前に当該市町村に出向いて対応を検討する場を設けるなど、事務の迅速な処理が行われるようできる限り努める。

指定市町村の指定手続等

指定手続等	考え方
1. 指定の手続 ○ 農林水産大臣は、市町村が行う申請に基づき、基準に適合するものについて指定市町村の指定をする。 ○ 農林水産大臣は、必要があると認めるときは、都道府県知事の意見を聴くことができる。 ○ 農林水産大臣は、指定市町村を指定しようとするときは、その旨を当該市町村及び都道府県に通知するとともに、公示することとする。 ○ 農林水産大臣は、指定しないときは、その旨及びその理由を当該市町村に通知することとする。	○ 市町村からの申請の受付は、当初は年2回（それ以降は、指定の状況を踏まえて検討）とし、申請があった場合には、その申請の状況を公表するものとする。 ○ 市町村は、申請に当たり、指定基準を判断するのに必要な書類（過去の農地転用許可等の内容、組織図・体系図、面積目標等）を申請書に添付することとする。この場合、申請書及び添付資料については、市町村の負担にならないよう必要最小限のものとする。 ○ 都道府県知事からの意見聴取は、 ・ 農地転用許可事務の実施状況 ・ 農地への公共施設の設置の状況 ・ 違反転用等に対する是正措置の状況 ・ 都道府県の優良農地の確保に関する目標との整合性 など、指定基準に係るものについて実施するものとする。 なお、都道府県知事の意見については、指定の状況等と併せて公表することとする。

指定手続等	考え方
2. 運用状況の把握 ○ 指定市町村は、指定市町村が行う事務処理及び優良農地を確保する目標の達成状況に関し、毎年、農林水産大臣に報告しなければならない。	○ 国への毎年の報告は、許可件数、面積、用途等の必要最小限のものとする。 ○ 国は、指定市町村における個別の許可事務の運用状況を把握するため、指定市町村に対する実態調査を重点的に実施し、その結果に基づき、指定市町村における事務の改善が必要であると考えられる事案については技術的助言等を行う。また、是正の指示又は要求を行った場合は、当該市町村名及びその事案の内容を公表することとする。
3. 指定の取消し ○ 農林水産大臣は、指定市町村が指定基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消すことができる。 ○ 農林水産大臣は、指定市町村の指定の取消しをしようとするときは、その旨及びその理由を当該市町村及び都道府県に通知するとともに、公示することとする。	○ 国は、指定市町村が、2の運用状況を踏まえた国の是正の指示又は要求を行っても、これに従わないときには、指定基準を欠いたものとして、その指定を取り消すものとする。また、国の求めに対して運用状況の報告が行われなときも同様の取扱いをすることとする。